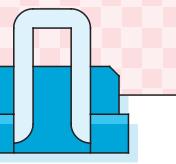




## 事業づくりチェックシート

事業を開始するにあたって、下記のチェックシートで準備すべき内容や方法について確認をしてみましょう。なお、すべての項目ができるなければならないというものではありません。各自治体の目的や方法に応じて、事前準備の参考にしてください。



### 管轄主機関

- 運営する機関を明確にしていますか（教育委員会（社会・学校教育、教育相談等）、福祉部局、その他）
- 事業（チーム）の管轄を要綱等に定め、最終責任者や担当者を明確にしていますか
- 所管や他機関との連携・相談ができる体制（システム、担当者等）となっていますか

### 対象地域の範囲

- 事業目的や予算、世帯数や児童生徒数等を考慮し、活動可能な範囲を設定していますか

### 対象年齢家庭

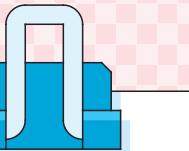
- 兄弟関係等の情報について、学校や保育所、幼稚園、福祉部局との連携方法を明確にしていますか
- 教育委員会や福祉部局がもつ個人情報の取り扱いについて、配慮がなされていますか

### 組織体制

- 市町村や教育委員会の事業としての位置づけを規定していますか  
（条例 規則 要綱 事業計画 事業要項 その他）
- 要保護児童対策地域協議会や関係機関との関係について考慮されていますか
- 個人情報保護・守秘義務等のきまりが明確になっていますか
- 支援リーダーとしてワーカー的な専門家やスーパーバイザー等が配置されていますか  
（虐待関係や重篤・複雑化しているケース等は専門的なかかわりが必要になってくる場合もあります）
- 相談をうけた場合の報告方法（例：家庭→家庭教育支援員→（支援リーダー）→教育委員会担当者等）や情報連携・支援方法等が明確になっていますか
- 報告・連絡・相談先を明確にしていますか  
（教育委員会 学校管理職  S C  S S W  専門職  その他）

### 人材選出 大切です！

- 公募しますか、□行政からの人選にしますか（だれが、どのように行うか）
- 人物重視、または、□専門性重視で人材を選出しますか
- いろいろな立場（地域）の人を選出していますか
- 県や市町村主催の家庭教育養成講座等の参加者から選出しますか
- リーダーを中心に、チームが一体となって活動できる人選になっていますか
- 支援員の位置づけや報償等を明確にしていますか  
（雇用（賃金） 委嘱（報償：□有・□無）  移動方法  保険  その他）
- 支援員の任期や退任、新規の任用等についてのきまりをつくりますか



### 配置場所

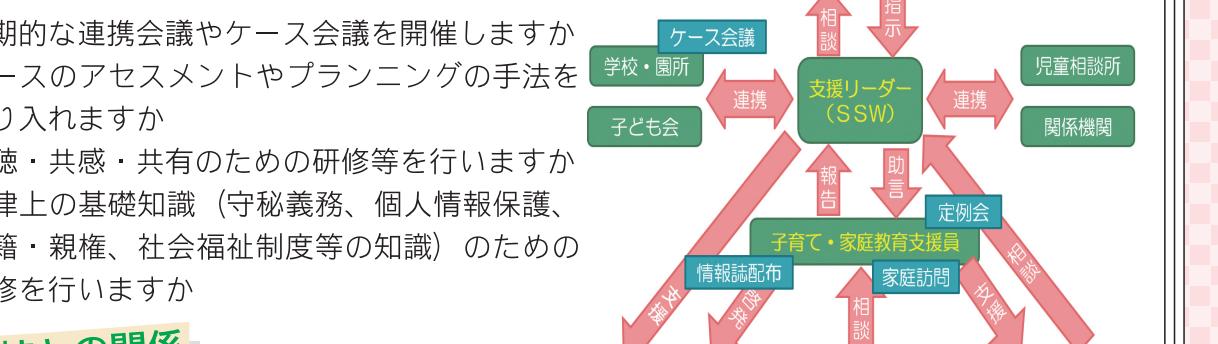
- 学校 教育委員会  市町村役場  保健センター  公民館  N P O  その他  
支援員が集まって会議できる場所や相談対応できる場所がありますか

### 訪問

\*「訪問支援の約束事」（湯浅町教育委員会H26年度作成）もご参照ください

- 子育て情報誌やリーフレット、チラシ等を作成し、訪問時のツールにしますか  
（掲示板（書き込み□有・□無）  メール  S N S  その他）  
（子育てについての情報発信  講座や講演の案内  サークル等の案内  その他）
- 身分証明（所在や管轄名、チーム名の入った名札や名刺等）を用意しますか
- 留守の場合の対応を決めていますか  
（再度訪問  留守宅メモ  配布物を置いてくる  名刺を置いてくる  その他）
- 定期的な会議（支援員間の情報共有や親睦強化のため）を開催しますか
- 支援員個人の判断で、支援や活動をしないなどのルール作りをしますか
- 訪問時の保護者対応で守るべき約束事を明確にしていますか
- 相談受け付けや記録用紙等作成し、相談を受けた内容は記録に残しますか
- 支援員や学校・関係機関からの情報や相談の窓口を一本化しますか

### 具体的な取り組み



### 学校との関係

- 常に学校との情報共有を行いますか
- 学校と支援方針の確認や共有の仕方について決めますか
- 校内ケース会議や関係機関を含めた連携ケース会議等に参加しますか
- 主に学校との連絡は誰が誰としますか  
（校長  教頭  担任  養護教諭  生徒指導担当教諭等  教育委員会  
 S C  S S W  その他）

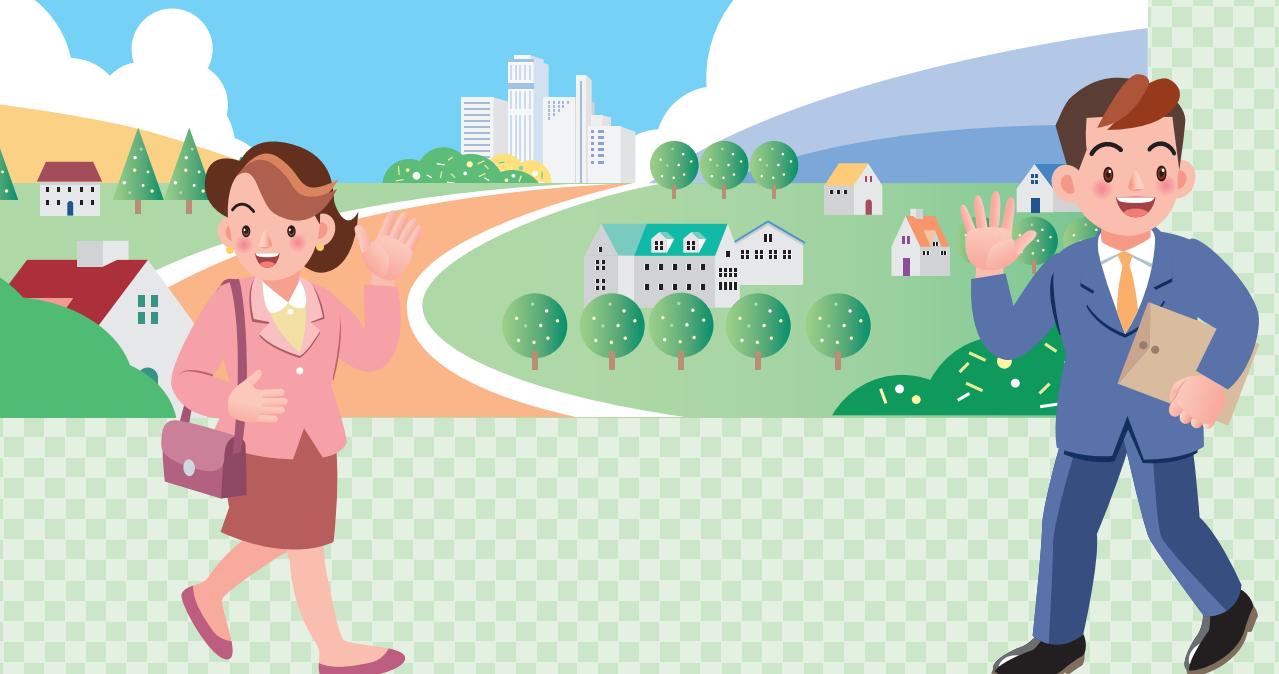
### 関係機関との連携

- 小・中学校以外にどのような関係機関と連携しますか  
（要保護児童対策地域協議会  児童相談所  
 県保健所  生保担当  保健師  警察  
 保護司  医療機関  民生児童委員  保育所  
 幼稚園  高等学校  子ども会  その他）



和歌山県 湯浅町教育委員会 家庭教育支援チーム「とらいあんぐる」

# 訪問型家庭教育支援 さあ、始めよう！



子育てについての相談機関は多くあるものの、なかなか自分から相談に行くには勇気がいるものです。そんな時いつも訪問してくれ、話し相手になってくれる身近な人がいれば安心して子育てができます。

訪問型家庭教育支援チームは、家庭と学校、家庭と地域をつなぎ、子育て家庭を応援します。

湯浅町教育委員会